別表六(十九)の記載要領第六号を同第八号とし、同第五号の次に次の二号を加える。

6　「(3)＜５％又は(3)＜10％の場合 30万円×(26)＋20万円×(28)　(32)」の欄は、平成30年改正法附則第91条第１項の規定の適用を受ける場合には「(3)＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は(3)＜10％」を消すこと。

7　「税額控除限度額 (30)、(31)又は(32) ((4)＜(5)の場合は０)　(33)」の欄は、平成30年改正法附則第91条第１項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(30)、(31)又は(32)」とあるのは、「(30)又は(32)」として記載すること。

別表六(十九)の記載要領に次の二号を加える。

10　当該事業年度が１年に満たない場合（次号に規定する場合を除く。）には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×（(43)－(43の内書)）＋20万円×(43の内書)　(44)」の欄中「30万円」とあるのは「$30万円\times\frac{当期の月数}{12}$」と、「20万円」とあるのは「$20万円\times\frac{当期の月数}{12}$」として記載すること。

11　租税特別措置法施行令第27条の12第19項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「平成30年旧措置法施行令」という。）第27条の12第17項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において租税特別措置法施行令第27条の12第19項各号又は平成30年旧措置法施行令第27条の12第17項各号に掲げる場合に該当する場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×（(43)－(43の内書)）＋20万円×(43の内書)　(44)」の欄中「30万円」とあるのは「$30万円\times\frac{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}{12}$」と、「20万円」とあるのは「$20万円\times\frac{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}{12}$」として記載すること。

12　「差引当期税額基準額残額 ((24)－(25)) 又は ((34)－(別表六(十八)「16」)－(35))　(45)」の欄は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「((24)－(25)) 又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は ((34)－(別表六(十八)「16」) －(35))」を消すこと。

別表六(十九)付表の表を次のように改める。